

「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」の手引きの改定について

1 主な改定内容

(1) 再エネ発電事業者等が持つべき基本姿勢等を明示

再生可能エネルギーの導入に当たっては、地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和を図ることが大前提であり、地域との合意形成を図るうえでの事業者の基本姿勢を明確にするもの。

- ・ 地域の実情を十分に把握したうえで、地域貢献にも資する事業の実施など再エネ発電事業者が持つべき基本姿勢や、地域とのコミュニケーションの取り方について明示

※ 具体的には、事業の構想段階において、あらかじめ市町村から地域の実情や先行事業者の有無を聞き取るなど、丁寧な対応を求めることなどを改めて明示

(2) 改正再エネ特措法等の他法令・制度に基づく手続きとの関係の整理

令和6年4月施行の改正再エネ特措法において、FIT/FIP 認定に当たって説明会の実施が要件化された。条例の手続きと改正再エネ特措法や環境アセスの手続きについて、地域や事業者が混乱しないよう整理し、対応関係を明確にするもの。

- ・ 事業計画立案初期から住民の意向が反映されるようにするため、再エネ特措法や環境アセスの手続き以前に、条例上の住民説明会を実施するよう明示
- ・ 説明事項、開催手続等について、統一的な対応となるよう、FIT・非FITともに改正再エネ特措法の基準と同様に行うことを明示 等

(3) その他

PPA事業など新たな売電方法等に係る条例の適用について、取扱いを明確にするもの。

2 改定時期 令和6年6月